

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課
不利益処分名	徳島市立考古資料館の入館拒否等
根 拠 法 令	徳島市立考古資料館条例
根 拠 条 項	第12条
連 絡 先	公益社団法人徳島市シルバー人材センター 徳島市立考古資料館 (電話 637-2526)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市立考古資料館条例 (入館の拒否等) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、考古資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者 (2) 考古資料館の施設、附属設備及び考古資料館資料を損傷するおそれがあると認められる者 (3) 感染性の疾患があると認められる者 (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者 (5) その他考古資料館の管理上支障があると認められる者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日